

(平成23年11月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 85 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 81 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 39 件

国民年金関係 8 件

厚生年金関係 31 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成8年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年12月から6年3月まで
② 平成8年3月
③ 平成8年11月から9年7月まで
④ 平成9年9月から10年6月まで
⑤ 平成10年8月から11年11月まで
⑥ 平成13年10月から同年12月まで

母親が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間①、②、③、④及び⑤の国民年金保険料については、母親が自宅に来ていた区役所の集金人に定期的に毎月納付し、申立期間⑥の保険料についても、私が結婚することになったため、平成14年1月頃に、母親がまとめて納付した。

保険料の納付の事実を証明できるものは何も無いが、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②は1か月と短期間である上、その直前の23か月間（ただし、平成7年3月及び8年2月の保険料については充当による。）及び直後の7か月間の保険料は納付済みとされていることが確認できる。

また、申立期間②については、オンライン記録では未納とされているものの、申立人が当時居住していたA市の国民年金情報検索システムによると、納付済みとされていることが確認できる。

2 申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は平成6年6月頃に払い出されており、申立人の国民年金加入手続はこの頃に行われたものとみられ、同記号番号により、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した5年12月に被保険者資格を取得していることから、申立人は加入手続の際

に遡って被保険者資格を取得したものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間①については過年度保険料となるどころ、保険料を納付していたとする母親は、多少遅れて保険料を納付したことはあったとしているものの、納付対象期間、納付時期及び納付金額についての明確な記憶は無いとしていることから、申立期間①の保険料を過年度保険料として遡って納付したとまで推認することはできない。

また、申立期間③、④及び⑤については、最も短期間である申立期間③であっても9か月間あるのに対し、申立期間③、④及び⑤の間の納付済期間は1か月に過ぎないことを踏まえると、申立期間③、④及び⑤が比較的短期間であり、前後の期間が納付済みであることをもって、保険料を納付していたとまでは言い難い。

さらに、申立期間③、④、⑤及び⑥頃には、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が進み、記録漏れ、記録誤り等が生ずる可能性は少なくなっているものと考えられる。

加えて、申立人は申立期間①、③、④、⑤及び⑥については、A市の国民年金情報検索システム及び同市の平成13年度の納付データにおいても、保険料が納付された形跡は見当たらない。

このほか、母親が申立期間①、③、④、⑤及び⑥の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成8年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年11月から52年3月までの期間及び53年7月の国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月から53年7月まで

昭和47年9月に生活保護が終了した後も生活が苦しかったため、義父に依頼して保険料の免除申請を行った。同居していた夫は申請免除期間とされているので、申立期間について、国民年金保険料を免除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年11月頃に払い出されていることから、この頃に申立人の国民年金加入手続が行われたとみられ、オンライン記録によると、当該記号番号により、申立人が20歳に到達した41年*月に遡って被保険者資格を取得していることが確認できる。これらのことから、申立期間について、保険料の免除申請を行うことは可能であった。

また、申立人は、「生活保護が終了した時期に近くに居住していた義父と市役所に行き、免除申請書に必要事項を記載し、義父が申請書を提出してくれた。」としているところ、申立人は、当時居住していたA市において、申立期間の直前である昭和47年9月（保護期間は、46年8月5日から47年9月30日まで。保護廃止は、同年10月1日付け。）まで生活保護を受けていたことが確認でき、上記のとおり、申立人の国民年金加入手続が行われたのが、同年11月頃とみられることを踏まえると、申立人の主張に不自然さはみられない。

さらに、申立人は、「記憶は明確ではないが、生活保護終了後に行った免除申請以外にも、何回か免除申請書に必要事項を記載した覚えがあり、家族に係る役所への届出等は全て義父が行ってくれていたため、義父が市役所に免除申

請書を提出してくれていたと思う。」としているところ、申立期間当時同居していたとする夫については、申立期間のうち、昭和47年11月から52年3月までの期間を含む38年4月から52年3月までの期間の保険料が申請免除期間とされている。申立人のみ免除申請が行われなかった特段の事情は見当たらないことから、申立期間のうち、夫が申請免除とされている47年11月から52年3月までの期間について、申立人も申請免除とされていたとしても不自然ではない。

加えて、オンライン記録では、申立期間直後の昭和53年8月から同年12月までの期間が法定免除期間とされているが、B市の国民年金被保険者名簿においては、当該期間に加え、申立期間のうち、同年7月についても法定免除とされていることが確認できることから、当該月についても法定免除であったと考えられる。

一方、申立期間のうち、昭和52年4月から53年6月までの期間については、夫も保険料が未納とされている。

また、申立人が昭和52年4月から53年6月までの期間の保険料を免除されていたことを示す関連資料（日記等）は無く、ほかに当該期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年11月から52年3月までの期間及び53年7月の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年11月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月から42年3月まで

昭和41年11月頃に母親が私の国民年金加入手続を行った。母親が家族の国民年金保険料を納付していたが、母親は亡くなっているのでどのように納付したのか分からない。年金手帳(46年4月発行)を見ると、保険料を半年分ずつ納付しており、加入当初から半年分ずつ納付していたと思う。申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き60歳に到達するまでの国民年金加入期間において保険料の未納は無く、申立期間は5か月と短期間である。

また、申立人の国民年金加入手続及び保険料納付をしていたとする母親は、国民年金制度発足当初の昭和36年4月から60歳に到達するまでの国民年金加入期間において保険料の未納は無く、厚生年金保険から国民年金への切替手続も適正に行われていることから、母親の年金制度に対する関心及び保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

さらに、国民年金手帳記号番号払出控及び国民年金受付処理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和42年1月11日にA市B区に払い出されており、申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入者の資格取得状況から、同年2月頃に申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続の際に資格取得日を遡って20歳到達時である41年*月*日とする事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間の保険料は現年度納付することが可能であった。

加えて、オンライン記録を見ると、昭和42年4月以降の保険料は納付済み

とされており、前述のとおり、年金に対する関心及び納付意識の高かった母親が、申立人の国民年金加入手続（同年2月頃）を行いながら、納付可能な申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難く、母親が申立期間の保険料を納付したと考えることも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月、同年7月、同年8月及び8年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年4月
② 平成7年7月及び同年8月
③ 平成8年1月

私は、20歳から国民年金に加入していた。大学を卒業した平成9年3月に実家のあるA村に戻った際に、平成7年度及び8年度の国民年金保険料を未納にしていたが、同村役場の職員から保険料は、2年間遡って納付できることを聞き、1万3,300円よりは安い保険料を毎月納付したことや、まとめて納付したことを覚えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は合計しても4か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間において保険料の未納は無いことから、国民年金制度への関心及び保険料の納付意識は高いことがうかがわれる。

また、申立人は、大学を卒業した平成9年3月に実家のあるA村に戻った際に、申立期間を含む平成7年度及び8年度の保険料を未納にしていたが、同村役場の職員から、保険料は2年間遡って納付できることを聞き、1万3,300円よりは安い保険料を毎月納付したことや、まとめて納付したことを覚えているところ、公簿によると、同村に住所を定めた年月日は、9年3月17日とされているほか、オンライン記録によると、8年度の保険料は、9年4月3日にまとめて納付したことが確認できること、及び7年度についても申立期間を除き9年6月から10年4月までに毎月納付していることが確認できる上、申立期間当時の保険料月額は、1万1,700円であり、申立人が納付した

とする保険料月額と近似していることなど、申立人の申立内容に不自然さはみられない。

さらに、A村の国民年金被保険者名簿によると、申立人の申立期間の保険料はいずれも納付済みとされている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

愛知厚生年金 事案6718

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成3年1月から同年6月までの期間は22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年1月から平成6年6月まで

申立期間の標準報酬月額が、給与明細書等に記載されている支給総額に見合う標準報酬月額より低額になっていると思うので、適正なものに訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成3年1月から同年6月までの期間については、申立人から提出された平成4年度市民税県民税特別徴収税額の納税者への通知書により、申立人は、その主張する標準報酬月額（22万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、申立期間当時の資料が無いため当時のことは不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成2年1月から同年12月までの期間、3年7月から4年1月までの期間及び5年1月から同年12月までの期間については、申立人から提出された平成2年分給与所得の源泉徴収票、平成4年度市民税県民税特別徴収税額の納税者への通知書、給与明細書（4年1月分）及び平

成6年度市民税県民税特別徴収税額の納税者への通知書において確認できる当該期間の保険料控除額に見合う標準報酬月額、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことが確認できる。

申立期間のうち、昭和63年1月から平成元年12月までの期間、4年2月から同年12月までの期間及び6年1月から同年6月までの期間については、申立人は、給与明細書等の給与支給額及び保険料控除額を確認できる資料を所持していないところ、上記のとおり、A社は、当時のことは不明であるとしており、当該期間における申立人の給与支給額及び保険料控除額について確認できない。

また、複数の同僚の標準報酬月額は、経験年数等が同一ではないが、申立人の標準報酬月額と比べて推移に特段の差異は認められない上、複数の同僚は、当該期間当時の標準報酬月額は正しい旨証言している。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間のうち、昭和63年1月から平成2年12月までの期間及び3年7月から6年6月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、平成13年8月から15年1月までは36万円、同年2月から同年12月までは30万円、16年1月から18年6月までは34万円、同年7月から18年11月までは41万円、同年12月から20年12月までは34万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の9万8,000円とされているが、申立人は、申立期間のうち、13年8月1日から14年10月1日までの期間については、26万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額を、26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年8月から20年12月まで

ねんきん定期便に記載されている標準報酬月額が、実際に支払われた給与額と相違しているため、申立期間について、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成13年12月から14年9月までについては、A社から提出された平成14年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人は、当該期間において36万円の給与を支給され、26万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

ただし、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認めら

れる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、平成14年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿において確認できる保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

申立期間のうち、平成13年8月から同年11月までについては、A社から提出された理由書（同年の月別給与額を記載。）及び申立人の主張から判断して、申立人は、当該期間においても直後の同年12月と同額の標準報酬月額（26万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

なお、事業主が申立人に係る申立期間のうち、平成13年8月から14年9月までの保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間当時に手続を誤ったとして訂正の届出が行われていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成14年10月から20年12月までについては、A社から提出された給与所得に対する所得税源泉徴収簿（14年分から17年分まで）及び賃金台帳（17年分から20年分まで）において確認できる当該期間の保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和36年7月15日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を昭和49年2月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年7月15日から同年9月1日まで
② 昭和49年2月21日から同年3月16日まで

私は、C社に昭和36年に入社して以来、継続して勤務しており、合併等により会社名の変更や転勤もあったが、厚生年金保険の記録が無い期間があることに納得できないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、C社の後継会社であるD社から提出された在籍証明書及び複数の同僚の証言により、申立人は、当該期間においてA社に継続して勤務し(昭和37年7月15日にC社からA社に異動。)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保

険者名簿の昭和36年9月の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料は無く不明と回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該期間に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、B社の後継会社であるD社から提出された在職証明書及び同社の回答により、申立人は、当該期間においてB社に継続して勤務し（昭和49年2月21日にE社からB社に異動。）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和49年3月の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の異動に係る届出の誤りを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和19年6月1日、資格喪失日は20年8月21日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、70円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和17年12月31日から19年6月1日までの期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日（17年12月31日）及び資格取得日（19年6月1日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額については、17年12月は50円、18年1月から19年5月までは70円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の労働者年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年12月31日から20年8月21日まで

私は、昭和17年末までA社B支店に勤務し、18年1月1日に同社本社に転勤した後、19年9月にC軍に入隊するまで同社本社に勤務したのに、年金記録を見ると、同社の記録が17年12月31日までしか無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和19年6月1日から20年8月21日までの期間については、申立人は、「自分は、昭和16年春頃にA社B支店に入社した後、18年1月から本社に転勤になったが、同社では、一貫して油や工具などを製造ラインに運搬補給する肉体労働者だった。」と、当時の勤務状況について具体的に述べているところ、A社本社の同僚（被保険者期間が17年6月1日から20年8月21日まで）は、「自分は本社に3年以上勤務したが、申立人とは、このうち1年から2年ほど一緒に勤務していたと思う。」と証言している。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は、昭和19年6月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる（資格喪失に係る記載は確認できない。）とともに、D県発行の証明書により、申立人は、同年9月1日にC軍に召集され、21年3月4日に召集解除されていることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、申立人と同時期にC軍に召集され、終戦後に召集解除されたと証言する複数の同僚は、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（昭和20年8月21日）に被保険者資格を喪失しており、同日まで被保険者期間が継続していることが確認できる。

加えて、当時の厚生年金保険法第59条の2では、昭和19年10月1日から22年5月2日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、当該期間の厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されていることから、申立人がC軍に召集されていた期間については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第75条の規定により、時効によって消滅した厚生年金保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきであるものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、当該期間について、申立人のA社における資格取得日は昭和19年6月1日、資格喪失日は20年8月21日であると認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和19年6月の記録から、70円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和17年12月31日から19年6月1日までの期間について、申立人は、前述のとおり、当時の勤務状況について具体的に記憶しているところ、申立人と同様に、A社B支店から同社本社に転勤した同僚は、「昭和18年の年明けに何人かまとめて転勤した。」と証言している上、前述した別の同僚も、「申立人とはA社本社で1年から2年ほど一緒に勤務した。」と証言していることから、申立人は、当該期間において同社（17年12月31日まではB支店、18年1月1日から19年6月1日までは本社）に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、A社において申立人と同時期にB支店から本社に転勤したと証言している複数の同僚は、全員、労働者年金保険の被保険者記録が途切れることなく継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間において労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者台帳の昭和17年11月の記録から、同年12月は50円とし、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の19年6月の記録から、18年1月から19年5月までは70円とす

ることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の労働者年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和17年12月から19年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和32年5月20日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を昭和38年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年5月20日から同年9月1日まで
② 昭和38年7月1日から39年5月4日まで

私は、昭和30年8月にB社に入社し、43年3月末まで同社及び関連会社であるA社に継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の記録、B社の元役員の証言及びA社の複数の同僚の証言から判断して、申立人は、B社及び関連会社のA社に継続して勤務し（B社からA社に異動。）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の異動日について確認できる資料等はないが、申立人と同時期にB社からA社に異動した複数の同僚のうち、1人が「B社からA社に異動したのは、昭和32年5月か6月だった。」と証言していることから、申立期

間①については、申立人のA社における資格取得日に係る記録を訂正することが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は、昭和32年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①において適用事業所であった記録が確認できないものの、i) 同社は、法人事業所であったこと、ii) 同社の厚生年金保険の新規適用日に被保険者資格を取得している同僚8人のB社での資格喪失日は、申立人と同様に同年5月20日で、このうち連絡が取れた同僚4人は、「継続してB社及びA社に勤務していた。」と証言していることから判断すると、A社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間①の標準報酬月額については、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和32年9月の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は不明と回答しているが、当該期間は同社が厚生年金保険の適用事業所として記録管理されていない期間であることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、雇用保険の記録、B社の元役員及び同僚の証言、A社の同僚の証言並びに申立人から提出された辞令により、申立人は、同社及びB社に継続して勤務し（昭和38年7月1日にA社からB社に異動。）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、B社の昭和39年5月のオンライン記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は既に解散している上、当時の事業主にも事情を確認することができず、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

愛知厚生年金 事案6723

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和43年8月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月20日から同年8月11日まで

A社B支店の厚生年金保険の資格喪失日が昭和43年7月20日になっているが、退社したのは同年8月10日であり、辞令の写しもあるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された辞令及びA社の回答により、申立人は、同社に昭和43年8月10日まで継続して勤務していたことが認められる。

また、A社は、「辞令の日付からみて、申立人の給与から申立期間の保険料を控除したと思う。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和43年6月の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行については、A社は不明と回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和48年6月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を、昭和48年7月から49年9月までは7万6,000円、同年10月から50年9月までは8万円、同年10月から51年2月までは10万4,000円、同年3月から同年6月までは11万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日（昭和51年7月31日）及び資格取得日（52年11月11日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を、51年7月は11万円、同年8月から52年4月までは15万円、同年5月から同年10月までは16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間④のうち、昭和52年11月1日から55年4月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を、52年11月から53年9月までは16万円、同年10月から55年3月までは17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和48年6月21日から同年7月1日まで
② 昭和48年7月から51年6月まで
③ 昭和51年7月31日から52年11月11日まで
④ 昭和52年11月から60年9月まで

A社の同僚が年金記録確認の申立てをしており、第三者委員会の調査依頼に協力したが、自分の年金記録もおかしいので、申立てすることにした。B社に入社してからA社を退職するまで仕事を辞めたことは無く、継続して勤務しているので、申立期間①及び③について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。また、申立期間②及び④について、標準報酬月額が低いので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の記録により、申立人は、当該期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、昭和48年6月21日にB社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、同年7月1日にA社において被保険者資格を取得し、申立人と同様に申立期間①の被保険者記録が確認できない同僚8人のうち、1人から提出された給与明細書によると、当該同僚は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、上記の同僚8人のうち、複数の同僚が、「B社の買収に伴いA社に移ったが、退職したことは無く、自分も申立人も継続して勤務していた。」旨証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、同僚の給与明細書等により推認できる保険料控除額から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、平成14年3月*日に破産終結しており、元事業主からは、照会に対する回答が得られず、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が

無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②のうち、昭和50年12月から51年6月までについては、A社の元取締役から提出された昭和51年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により確認できる保険料控除額から、昭和50年12月から51年2月までは10万4,000円、同年3月から同年6月までは11万円とすることが妥当である。

申立期間②のうち、昭和48年7月から50年11月までについては、上記元取締役は、「いつ頃からかは分からないが、当社では昭和55年頃まで、私を含めて従業員に係る厚生年金保険の標準報酬月額について、実際の給与支給額よりも低い額で届け出ており、届け出た標準報酬月額に見合う保険料よりも高い額を継続的に給与から控除していた。」と証言している。

また、上記同僚から提出された昭和48年7月から54年9月までの給与明細書、昭和50年分及び昭和51年分源泉徴収票並びに上記元取締役から提出された昭和51年分及び昭和52年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、48年7月から54年9月までにA社において被保険者記録が確認できる多数の同僚について、給与から控除されていた保険料が、オンライン記録の標準報酬月額に見合う保険料の約1.1倍から約3.3倍であることが確認できることから、当該期間当時、同社においては、恒常的にオンライン記録の標準報酬月額に見合う保険料よりも高い額の保険料を給与から控除していた状況がうかがえる。

さらに、申立人は、上記所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により給与額及び保険料控除額が確認できる期間（昭和50年12月から52年11月まで）において、オンライン記録の標準報酬月額に見合う保険料の約1.44倍から約1.54倍の保険料を給与から控除されていたことが確認できることから、48年7月から50年11月までの期間についても、オンライン記録の少なくとも1.44倍相当の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記給与明細書等により推認できる保険料控除額から、昭和48年7月から49年9月までは7万6,000円、同年10月から50年9月までは8万円、同年10月及び同年11月は10万4,000

円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、上記給与明細書等により確認又は推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、上記給与明細書等により確認又は推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③について、申立人は、健康保険厚生年金保険被保険者原票では、A社において、昭和48年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、51年7月31日に同資格を喪失後、52年11月11日に同資格を再度取得しており、当該期間の被保険者記録が無い。

しかし、上記所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び雇用保険の記録により、申立人は、申立期間③においてA社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間③の標準報酬月額については、上記所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により確認できる保険料控除額から、昭和51年7月は11万円、同年8月から52年4月までは15万円、同年5月から同年10月までは16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間③の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間④のうち、昭和52年11月については、上記昭和52年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、その主張する標準報酬月額（16万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認め

られる。

申立期間④のうち、昭和52年12月から53年9月までについては、上記同僚から提出された当該期間及び直前の期間（52年11月）の給与明細書により確認又は推認できる保険料控除額が全て同額であること、オンライン記録における申立人の当該期間及び直前の期間の標準報酬月額が同額であることから、申立人は、当該期間において直前の期間と同額の標準報酬月額（16万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

申立期間④のうち、昭和53年10月から55年3月までについては、上記同僚から提出された当該期間及び直後の期間（同年4月）の給与明細書により確認又は推認できる保険料控除額が全て同額であること、オンライン記録における申立人の当該期間及び直後の期間の標準報酬月額が同額であること、上記同僚の給与明細書により確認できる直後の期間の保険料控除額に見合う標準報酬月額は当該同僚のオンライン記録における標準報酬月額と一致していることから、申立人は、当該期間において直後の期間と同額の標準報酬月額（17万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間④のうち、昭和52年11月から55年3月までの保険料を納付する義務を履行したか否かについては、上記給与明細書等により確認又は推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、上記給与明細書等により確認又は推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間④のうち、昭和55年4月から60年9月までについては、同僚の上記給与明細書により確認又は推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額が、当該同僚のオンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、申立人についても、当該期間においてオンライン記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことがうかがえるほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、申立人が当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和36年5月20日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月20日から同年6月20日まで

昭和31年にA社に入社し、転勤を繰り返したが、44年に退職するまで継続して同社に勤務していた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の同僚の証言から、申立人が同社に継続して勤務し（同社C支店から同社B支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の異動日を確認できる資料等はないが、オンライン記録によると、申立人の前任者は、昭和36年5月20日にA社B支店における被保険者資格を喪失しており、同日が申立期間の始期と一致していることから、申立期間について、申立人の同社同支店における資格取得日に係る記録を訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同原票の昭和36年6月の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かにつ

いては、A社は平成15年9月*日に解散しており、申立期間当時の事業主及び役員は特定できず、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成5年4月から6年12月までの期間は20万円、7年1月から8年5月までの期間は22万円、同年6月及び同年7月は15万円、同年8月から10年12月までの期間は24万円、11年1月から同年5月までの期間は36万円、同年6月は38万円、同年7月から12年4月までの期間は32万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月から12年4月まで

申立期間について、標準報酬月額が預金通帳で確認できる入金額よりも著しく低額となっている。記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社における厚生年金保険被保険者（申立人を含む21人、いずれもシステム開発に従事した同職種）は、全員が平成5年4月から標準報酬月額を従前額から9万8,000円に減額されていることが確認できる。

申立期間のうち、平成5年4月から6年12月までの期間については、申立人と同様に標準報酬月額が減額されている上記同僚の1人から提出された給与明細書及び源泉徴収票によると、当該同僚は、減額後の当該期間において、従前の5年3月と同額の標準報酬月額（17万円）に基づく厚生年金保険料を引き続き事業主により給与から控除されていることが認められることから、申立人についても、当該期間において、従前の同年3月と同額の標準報酬月額（20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

申立期間のうち、平成7年1月から8年5月までの期間、同年8月から10

年12月までの期間及び11年7月から同年10月までの期間については、i) 上記同僚の給与明細書によると、当該同僚は、当該期間において、給与の総支給額にかかわらず、定額の厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認又は推認できること、ii) 申立人は、当該同僚よりも年長で、入社時期も早いこと、iii) 申立人から提出された預金通帳で確認できる給与振込額(22か月分)の逆算により求められる給与の総支給額は、いずれの月においても当該同僚の給与明細書により確認できる総支給額以上であることなどから、申立人は、当該期間において、少なくとも当該同僚と同額の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

申立期間のうち、平成8年6月及び同年7月については、上記同僚を含む同僚2人から提出された当該期間に係る給与明細書における保険料控除額に見合う標準報酬月額は、総支給額に見合う標準報酬月額と比較して低額であることが確認できることなどから、申立人は、当該期間において、少なくとも上記同僚と同額の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

申立期間のうち、平成11年1月から同年6月までの期間については、i) 上記同僚の当該期間に係る給与明細書によれば、当該同僚は、毎月異なる額の厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できるところ、当該保険料控除額に見合う標準報酬月額は、当該期間の各月の総支給額に見合う標準報酬月額と一致すること、ii) 申立人から提出された預金通帳において確認できる給与振込額を検証した結果などから、同年1月から同年5月までは36万円、同年6月は38万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

申立期間のうち、平成11年11月から12年4月までの期間については、上記同僚を含めて給与明細書が提出された同僚4人は、いずれも当該期間に係る給与明細書を所持していないものの、給与明細書が提出された期間においては、厚生年金保険料が控除されていない月が1度も無いことから、申立人は、当該期間において、少なくとも直前の期間と同額の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

以上のことから、申立人の標準報酬月額については、上記のとおり、申立人と同様の取扱いであったと認められる複数の同僚から提出された給与明細書、申立人から提出された預金通帳において確認できる給与振込額等について検証した結果から、平成5年4月から6年12月までの期間は20万円、7年1月から8年5月までの期間は22万円、同年6月及び同年7月は15万円、同年8月から10年12月までの期間は24万円、11年1月から同年5月までの期間は36万円、同年6月は38万円、同年7月から12年4月までの期間は32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記のとおり、申立人と同様の取扱いであったと認められる複数の同僚から提出された給与明細書、申立人から提出された預金通帳において確認できる給与振込額等の検証結果から推認できる申立人の標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、申立人について実際の保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成4年10月から5年3月までの期間については、上記同僚の給与明細書によると、当該同僚の保険料控除額に見合う標準報酬月額は、当該期間においてオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、A社を承継するB社は、「合併前のA社の資料は、全て処分したので、提出できるものは無い。」と回答しており、申立人の給与額及び保険料控除額について確認できない。

このほか、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、申立期間に係る保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立期間の標準賞与額に係る記録を、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 :
基礎年金番号 :
生 年 月 日 :
住 所 :

} 別添一覧表参照

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 〈申立期間〉（別添一覧表参照）

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、育児休業期間中の賞与について、当時、賞与支払届が提出されておらず、申立期間の標準賞与額の記録が無いので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間において同社から賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、オンライン記録により、事業主は、申立期間について、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行っていることが確認できる。

一方、厚生年金保険法第81条の2では、事業主から申出があった場合、育児休業を開始した日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額免除し、当該免除期間を被保険者期間として算入することとされていることから、たとえ、申立期間当時に厚生年金保険被保険者賞与支払届が提出されていない場合であっても、申立期間の標準賞与額については、年金額の計算の基礎とすべきものであると考えられる。

以上のことから、申立人の標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる賞与額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

（注）同一事業主に係る同種の案件68件（別添一覧表参照）

別紙【厚生年金あっせん一覧表】(愛知)

事案番号	氏名	基礎年金番号	性別	生年月日	都道府県	申立期間(納付記録の訂正が必要な期間)及び賞与額、並び標準賞与額			
						平成18年12月8日	平成19年7月10日	平成19年12月10日	平成20年7月10日
						標準賞与額	標準賞与額	標準賞与額	標準賞与額
6727			女	昭和50年生		53万 9,000円			
6728			女	昭和51年生		65万 5,000円			
6729			女	昭和51年生		63万 8,000円			
6730			女	昭和53年生		23万 5,000円			
6731			女	昭和50年生		78万 8,000円			
6732			女	昭和49年生		13万 1,000円			
6733			女	昭和56年生		6万 2,000円			
6734			女	昭和53年生		23万 3,000円			
6735			女	昭和57年生		51万 7,000円			
6736			女	昭和47年生		42万 5,000円			
6737			女	昭和44年生		68万 5,000円	7万 5,000円		
6738			女	昭和43年生		28万 円	9万 4,000円		
6739			女	昭和42年生		126万 2,000円	91万 9,000円		
6740			女	昭和46年生		27万 3,000円			
6741			女	昭和45年生		13万 9,000円			
6742			女	昭和45年生		66万 5,000円	22万 7,000円		
6743			女	昭和47年生				33万 6,000円	
6744			女	昭和46年生			83万 4,000円		
6745			女	昭和46年生		20万 2,000円			
6746			女	昭和46年生		64万 3,000円	25万 9,000円		
6747			女	昭和48年生				7万 9,000円	
6748			女	昭和48年生		67万 6,000円			
6749			女	昭和48年生		70万 円	12万 1,000円		
6750			女	昭和48年生			60万 5,000円	11万 3,000円	
6751			女	昭和49年生				48万 1,000円	
6752			女	昭和46年生		33万 2,000円			
6753			女	昭和50年生			47万 9,000円		
6754			女	昭和51年生				72万 4,000円	
6755			女	昭和48年生		63万 4,000円			
6756			女	昭和48年生			51万 円		
6757			女	昭和53年生			53万 8,000円	7万 7,000円	

事案番号	氏名	基礎年金番号	性別	生年月日	都道府県	申立期間(納付記録の訂正が必要な期間)及び賞与額、並び標準賞与額			
						平成18年12月8日	平成19年7月10日	平成19年12月10日	平成20年7月10日
						標準賞与額	標準賞与額	標準賞与額	標準賞与額
6758			女	昭和53年生			57万 4,000円	45万 3,000円	
6759			女	昭和53年生		38万 5,000円			
6760			女	昭和53年生			38万 9,000円	8万 9,000円	
6761			女	昭和50年生			67万 2,000円		
6762			女	昭和51年生			4万 3,000円		
6763			女	昭和54年生				70万 3,000円	
6764			女	昭和54年生			51万 4,000円		
6765			女	昭和50年生				55万 5,000円	
6766			女	昭和55年生		66万 5,000円	11万 円		
6767			女	昭和55年生				68万 7,000円	
6768			女	昭和55年生		67万 円	20万 8,000円		
6769			女	昭和56年生		16万 6,000円			
6770			女	昭和56年生				61万 円	
6771			女	昭和50年生				48万 7,000円	
6772			女	昭和50年生			106万 円	21万 5,000円	
6773			女	昭和56年生		28万 9,000円			
6774			女	昭和56年生			63万 5,000円	5万 9,000円	
6775			女	昭和50年生				55万 円	
6776			女	昭和52年生				56万 6,000円	
6777			女	昭和53年生			68万 円		
6778			女	昭和54年生				45万 8,000円	
6779			女	昭和57年生		44万 3,000円			
6780			女	昭和54年生			77万 2,000円		
6781			女	昭和54年生				30万 2,000円	
6782			女	昭和54年生		31万 1,000円			
6783			女	昭和54年生		51万 3,000円			
6784			女	昭和54年生			64万 8,000円		
6785			女	昭和55年生				64万 8,000円	
6786			女	昭和54年生				52万 2,000円	
6787			女	昭和53年生				53万 4,000円	
6788			女	昭和52年生				101万 9,000円	
6789			女	昭和49年生		31万 6,000円			
6790			女	昭和50年生			33万 円		

事案番号	氏名	基礎年金番号	性別	生年月日	都道府県	申立期間(納付記録の訂正が必要な期間)及び賞与額、並び標準賞与額			
						平成18年12月8日	平成19年7月10日	平成19年12月10日	平成20年7月10日
						標準賞与額	標準賞与額	標準賞与額	標準賞与額
6791			女	昭和57年生			47万 3,000円		
6792			女	昭和55年生		67万 1,000円	12万 8,000円		
6793			女	昭和53年生	54万 1,000円				
6794			女	昭和53年生	69万 7,000円				

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和22年11月1日から23年6月30日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を22年11月1日、資格喪失日に係る記録を23年6月30日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を200円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年9月から23年6月30日まで

私は、兄が働いていたA事業所に昭和21年9月頃に入社し、兄と一緒に同事業所を退職した。同事業所で一緒に働いていた兄には、厚生年金保険の被保険者記録があるが、私の被保険者記録が無いことに納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A事業所の同僚と一緒に写っている写真を所持している上、同事業所で申立期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「申立人は、A事業所に勤務していた。」と証言している。

また、A事業所で昭和21年6月1日から23年6月30日までの期間は厚生年金保険被保険者記録が確認できる申立人の兄は、「弟がA事業所に入社した時期は覚えていないが、同事業所がB市に工場を建設した時には、弟も同事業所で働いていた。その後、弟と一緒に同事業所を辞めた。」と証言しているところ、同事業所の沿革年表により、同事業所は、22年11月にB市に工場を建設していることが確認できることから、申立人は、入社日の特定はできないものの、少なくとも同年11月1日から23年6月29日までの期間は同事業所に勤務していたことが認められる。

さらに、申立人及び申立期間においてA事業所での厚生年金保険被保険者

記録が確認できる複数の同僚が記憶している同事業所の従業員数は、いずれも厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）で確認できる、当時の同事業所の被保険者数とおおむね一致していることから、同事業所では、ほぼ全ての従業員について被保険者資格を取得させていたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和22年11月1日から23年6月30日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同年代、同職種の同僚の記録から、200円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明と回答しているが、被保険者資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所（当時）が記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ申立人の被保険者資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和22年11月から23年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和21年9月から22年10月31日までの期間については、A事業所は、「資料の保管が無く、申立期間当時の事は、何も分からない。」と回答している上、当該期間に被保険者期間のある複数の同僚に照会したが、当該期間に係る申立人の勤務について証言が得られない。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成6年10月は20万円、同年11月から7年10月までの期間は22万円、同年11月は20万円、同年12月から8年7月までの期間は22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月から8年8月まで

申立期間の標準報酬月額が、実際に支給された給与額より低いので、調査して、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成6年10月から8年7月までの期間については、申立人から提出された給料明細書により、申立人は、オンライン記録の標準報酬月額より高額な給与が支給され、当該標準報酬月額より高額な厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給料明細書において確認できる給与総額から、平成6年10月及び7年11月は20万円、給料明細書において確認できる保険料控除額から、6年11月から7年10月までの期間及び同年12月から8年7月までの期間は22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、給料明細書において確認できる給与総額及び保険料控除額に見合う

標準報酬月額を届け出していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、平成6年10月から8年7月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成8年8月については、申立人は、当該期間に係る給料明細書等を所持していない上、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間に係る関係資料を保管していないことから、申立人の当該期間における給与総額及び保険料控除額について確認できない。

このほか、当該期間において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、当該期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年4月1日から34年3月22日まで
② 昭和35年3月21日から37年4月14日まで
③ 昭和37年10月1日から38年6月1日まで

高校卒業後、最初に勤務した事業所がA社で、その後、B社、C社にも正社員として勤務した。昭和38年に同社を退職した後、40年と42年にそれぞれ脱退手当金を受給したことになるが、当時は脱退手当金の制度も知らなかったので、2回とも、請求も受給もしていない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、当該期間の脱退手当金は、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2年11か月後の昭和40年3月5日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間②の前後の期間である2回の被保険者期間については、その計算の基礎とされていないところ、申立人が、約2年間に及ぶ最初の被保険者期間及び申立期間②に係る脱退手当金の支給決定日に一番近い被保険者期間の2回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

さらに、申立人の申立期間②に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は、変更処理がなされておらず旧姓のままであり、厚生年金保険脱退手当金支給報告書には、申立人

の旧姓が記載されていることから、当該期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和38年1月*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が当該期間の脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

一方、申立期間①及び③について、申立人の申立期間③に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間①及び③の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険脱退手当金支給報告書には、申立人の改姓後の氏名、裁定年月日及び支給年月日が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年8月11日から23年10月27日まで

申立てに係る事業所を退職した当時、脱退手当金を受け取ったという記憶は無い。脱退手当金が支給されたという記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の前後99人のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和23年10月27日の前後2年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給資格を有する女性26人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人のほかに、支給記録がある者はいないことから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず未請求となっているが、申立人が2年半に及ぶ最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月から47年3月まで

申立期間当時、私は事業所に住み込みで働いていた。昔のことなので時期ははっきり覚えていないが、国民年金の加入手続きを行い、事業所に毎月来ていた集金人に国民年金保険料を納付していた。申立期間当時の保険料月額は450円だったと思う。国民年金は資格を取得して以来ずっと保険料を納付してきたので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続きの時期及びその方法については覚えていないとしていることから、申立期間に係る国民年金の加入手続き状況の詳細は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年11月27日にA市B区において払い出されていることから、この頃に初めて国民年金の加入手続きが行われ、この手続きの際に、申立人が20歳となった45年*月*日まで遡って被保険者資格を取得する処理が行われたものとみられる。このことは、申立人が所持する年金手帳の発行日が47年12月26日と記載されていることとも符合する。このため、申立人は、申立期間当時は国民年金に未加入であったこととなり、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、前述の加入手続きが行われた時点を基準とすると、申立期間の保険料は過年度保険料として遡って納付することは可能であった。しかしながら、A市では過年度保険料は取り扱っていなかったとしていることから、集金人(国民年金推進員)に過年度納付することはできなかった上、申立人は遡って保険料を納付した記憶は無いとしていることから、申立期間の保険料を過年度納付

したとも考え難い。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成17年7月から19年5月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月から19年5月まで

私は、時期ははっきり覚えていないが、A市B区役所及びC市役所でそれぞれ転入届の手続を行った時に、国民年金の免除申請手続も行った。申立期間が全額免除とされていたことを示す資料は無いが、申立期間について、全額免除とされていないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市B区役所及びC市役所でそれぞれ転入届の手続を行った時に、国民年金の免除申請手続も行ったとしているものの、平成17年の免除申請について、公簿によれば、申立人は、同年7月27日にA市に転入したとされており、当該時点で免除申請を行った場合は、1月1日時点の住所と申請時点の住所が異なることから、前住所地の市区町村長が発行する前年の所得証明等を添付する必要があるが、申立人は、免除申請手続の詳細について覚えていないとしている。18年の免除申請については、免除承認期間は7月から翌年の6月までとされているが、同市で行ったのかC市転入後に行ったのか明確には覚えていない上、申立期間の免除承認通知書又は却下通知書の受領についても記憶は無いとしていることから、申立期間の免除申請手続状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録の納付督促^{せき}事蹟を見ると、平成18年2月22日、19年5月20日及び同年9月10日に戸別訪問が行われた記録があるほか、「平20.2.3 休日 午後 戸別訪問 非常勤職員 本人 納付督促拒否」とされ、申立人が19年11月21日に免除申請を行った後の20年2月3日に申立人に対して未納保険料の納付督促が行われたことが確認できることから、当該時点で

18年1月以降の保険料に未納があったものと考えられ、申立期間について全額免除されていたものと推認できない。

さらに、申立人は、前述のとおり、転入届の手続を行った時に国民年金の免除申請手続を行ったとしているところ、公簿によれば、申立人は、平成18年12月1日にC市に転入したとされており、当該転入時点で申立人が免除申請手続を行った場合、制度上、同年7月から19年6月までの期間を免除期間とすることが可能であったにもかかわらず、オンライン記録によれば、同年6月の保険料は納付済みとされており、同年7月から20年1月までは免除期間とされている。このため19年6月だけを残してその直前の期間について免除申請を行ったとするのは不自然である。

加えて、オンライン記録の被保険者記録照会（免除）欄を見ると、「該当/申請 平19.11.21 始期—終期 平19.7—平20.1 処理年月日 20.2.7 種別 全」とされており、前述のとおり、全額免除申請が平成19年11月21日に行われ、同年7月から20年1月までの期間が全額免除期間とされたことが確認できるものの、申立期間について免除申請された形跡は見当たらない。このことは、A市の申立人の国民年金免除入力画面に申立人の免除記録は見当たらず、同市では申立人が免除申請していた記録は無いとしていること、及びC市では申立期間については免除申請書(国民年金保険料免除・納付猶予申請書)の保存期限内であるが、前述の免除申請に係る免除申請書のほかに、申立人の免除申請書は見当たらないとしていることとも符合する。

このほか、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年5月から49年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年5月から49年10月まで

私が会社を辞めて自営業を始めた申立期間の頃、私の国民年金加入手続きを行い、国民年金保険料を納めていた時期が何回かあると元妻から聞いたことがある。私自身は元妻に全て任せていたので何も分からないし、申立期間の保険料を納付したことを示す資料も無いが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金加入手続き及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする元妻（昭和49年4月に離婚）は連絡先が不明であり聴取できないことから、申立期間に係る加入手続き及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録、国民年金受付処理簿、国民年金手帳払出控及び国民年金被保険者台帳によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年12月18日にA市B区に妻と連番で払い出されており、それ以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。その番号前後の任意加入被保険者の加入手続き状況から、申立人の国民年金加入手続きは、同年12月頃に初めて行われたものとみられ、この加入手続きの際に、資格取得日を遡って36年4月1日とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、同市の申立人の国民年金被保険者名簿の記載内容とも符合する。その加入手続き時期を基準とすると、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入となる上、申立期間のうち、46年5月から48年9月までの期間は時効期間（2年）を過ぎており保険料を納付することができず、申立期間のうち、同年10月から49年10月までの期間は、過年度納付が可能であったものの、前述のとおり、申

立人は、保険料納付に直接関与しておらず、元妻が申立期間当時、保険料を納付したとしていることから、申立期間の保険料を過年度納付していたとする事情は見いだせない。

さらに、申立人が申立期間当時住んでいたとするC市及びD町においては、申立人が国民年金被保険者であったことを示す申立人の国民年金被保険者名簿は存在しないとしている。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 3253 (事案 72 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間及び同年7月から38年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和37年7月から38年3月まで

昭和37年1月、A市B区に転入した際に、国民年金の加入手続を行った。その後は、妻が同区役所で国民年金保険料を納付してきたはずであるので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人及びその妻は、国民年金手帳払出前の昭和36年4月から同年12月までの期間の国民年金保険料の納付方法等の記憶が無いとしている上、A市において国民年金推進員による集金制度が導入された37年10月以降分についても、集金人に納付した記憶は無いとしていること、ii) 申立人が所持している国民年金手帳には申立期間の検認印が無く、納付済みとされている同年4月から同年6月までの期間及び38年4月から同年9月までの期間については検認印があることから、検認印が押されずに納付していたとする合理的な理由は認められないこと、iii) 妻についても申立期間は未納とされていることから既に当委員会の決定に基づく平成20年4月1日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人は申立内容を当初の申立てと同じとして、妻が昭和37年1月にA市B区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料についても同区役所で納付したと従来の主張を繰り返すのみで、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる新たな資料及び情報の提出もないことから、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から50年3月まで

私の母親は、民生委員をしていたので学生でも20歳から国民年金に加入すべきであると思い、私が20歳になった後にA市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、母親が自身の保険料と一緒に納付してくれた。申立期間は学生で母親が保険料を納付したはずなので申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は、申立人が20歳到達(昭和47年*月)後にA市役所で加入手続を行い、申立人及びその兄妹の保険料と自身の保険料と一緒に納付したとしているところ、申立人は、49年頃に住民票を同市からB市に移し、妹と同居したとしている上、妹が国民年金に加入することができるのは51年8月からであるなど、母親がA市で申立期間の保険料を納付することができたとは考え難い。

また、申立人は、母親がA市役所で加入手続を行ったとしているが、同市において申立人の申立期間の国民年金被保険者名簿等は存在しないなど申立人が同市で国民年金に加入していた事実が確認できない。一方、オンライン記録及び国民年金手帳払出一覧表によれば、申立人の国民年金手帳記号番号はB市において初めて払い出され、それ以外に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得状況から、申立人の加入手続は昭和53年10月頃に行われ、この加入手続の際に資格取得日を遡って47年*月*日(20歳到達時)とする事務処理が行われたものとみられる。このため、申立人は、申立期

間当時、国民年金に未加入となる上、加入手続時期を基準とすると、時効により申立期間の保険料を納付することはできない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から平成6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から平成6年3月まで

昭和52年8月頃、父親がA市B区役所で私の国民年金の加入手続を行い、母親が国民年金保険料を納付してくれていた。ねんきん特別便では、申立期間が申請免除とされているが、この期間も母親が納付してくれており、当時、免除申請を行った覚えは無い。私は、平成6年度から免除申請の手続を行った覚えはあるが、申立期間の保険料が申請免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これを行ったとする母親は、申立期間の免除申請手続を行ったかどうかは覚えていないとしているほか、A市B区から納付書が送付され、同納付書により保険料を納付した記憶はあるものの、申立期間の保険料の納付時期、納付対象期間及び納付金額については覚えていないとしていることから、申立人に係る保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金受付処理簿によれば、申立人の国民年金加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況から、昭和52年4月頃にA市B区役所で行われ、この加入手続において、資格取得日を遡って51年*月*日（20歳到達時）とする事務処理が行われたものとみられる。申立人は、加入後は申立期間を含む平成6年3月までの保険料は母親が納付していたとしており、申立期間に係る免除申請手続を行っていないとしている。しかしながら、オンライン記録、国民年金被保険者台帳及び公簿によると、申立人は、昭和57年5月16日に同区の実家から同じ区内

に転居していることが確認できるほか、昭和 58 年度から平成 12 年度までは、毎年度免除申請手続が行われ、申請免除期間とされており、同市の国民年金保険料検認状況一覧票にも申立期間は申請免除と記載されていることから、これら記録に齟齬は無く、不自然な点は見受けられない。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、母親が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年9月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月から46年3月まで

私は、会社退職（昭和40年8月）後、A市B区役所で夫婦の国民年金の加入手続を行ったと思う。自宅に来ていた集金人に妻が夫婦の国民年金保険料を納付していた。会社退職後から全て納付しているはずなのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職（昭和40年8月）後、A市B区役所で夫婦の国民年金の加入手続を行ったとしているところ、加入手続時期及び加入手続場所についてはよく覚えていないとしていることから、加入手続状況の詳細は不明である。

また、申立人は、国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の申立期間の保険料を納付したとする妻は、自宅に来ていた集金人に夫婦の保険料を納付したとしているものの、申立期間の保険料の納付周期及び納付金額は覚えていないとしていることから、妻の申立人に係る保険料納付状況の記憶は曖昧である。

さらに、オンライン記録及び国民年金受付処理簿によれば、申立人の国民年金加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況から、昭和44年12月頃にA市C区で妻と一緒に行為れ、この加入手続において、遡って40年9月1日（平成6年6月16日に厚生年金保険被保険者資格喪失日が昭和40年10月1日とされていたことから、資格取得日を同年10月1日に訂正されている。）を資格取得日とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、同市の被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳の記載内容とも符合する。このため、この加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち、同年9月から42年9月までの保険料は時効により納付することは

できず、同年10月から44年3月までの保険料は過年度納付が可能であったものの、同市では、過年度保険料は取り扱っていなかったとしていることから、集金人（国民年金推進員）に過年度納付することはできなかったものとみられる上、妻も遡ってまとめて保険料を納付した記憶は無いとしている。

加えて、申立人は、申立期間のうち、昭和40年9月から45年12月までの保険料は、妻が夫婦一緒に納付し、46年1月から同年3月までの保険料は自身で納付したとしているが、オンライン記録及びA市の被保険者名簿共に、申立人夫婦の40年9月から45年12月までの保険料は未納とされ、申立人の46年1月から同年3月までの保険料も未納とされており、これら記録には齟齬^{そご}は無く、不自然な点は見受けられないことから、申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる事情を見いだすことはできない。

このほか、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年9月から45年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月から45年12月まで

夫が会社退職（昭和40年8月）後、A市B区役所で夫婦の国民年金の加入手続を行ったと思う。金額は覚えていないが、自宅に来ていた集金人に私が夫婦の国民年金保険料を納付していた。夫が会社退職した後からは全て納付しているはずなのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金加入手続に直接関与しておらず、これを行ったとする夫は、自身が会社退職（昭和40年8月）後、A市B区役所で夫婦の国民年金の加入手続を行ったとしているものの、加入手続時期及び加入手続場所についてはよく覚えていないとしていることから、申立人に係る加入手続状況の詳細は不明である。

また、申立人は、申立期間の保険料は、自宅に来ていた集金人に夫婦の保険料を納付していたとしているところ、申立期間の保険料の納付周期及び納付金額は覚えていないとしていることから、保険料納付状況の記憶は曖昧である。

さらに、オンライン記録及び国民年金受付処理簿によれば、申立人の国民年金加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況から、昭和44年12月頃にA市C区で夫と一緒に行為れ、この加入手続において、遡って40年9月1日を資格取得日とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、同市の被保険者名簿の記載内容とも符合する。このため、この加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち、同年9月から42年9月までの保険料は時効により納付することはできず、同年10月から44年3月までの保険料は過年度納付が可能であったものの、同市では、過年度保

険料は取り扱っていなかったとしていることから、集金人（国民年金推進員）に過年度納付することはできなかったものとみられる上、申立人は遡ってまとめて保険料を納付した記憶は無いとしている。

加えて、申立人は、申立期間の保険料は夫婦一緒に納付したとしているが、オンライン記録及びA市の被保険者名簿共に、申立人夫婦の申立期間は未納とされており、これら記録には齟齬^{そご}は無く、不自然な点は見受けられないことから、申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる事情を見いだすことはできない。

このほか、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6799

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年12月から55年6月まで
② 平成13年10月から14年7月まで

申立期間①については20万円、申立期間②については50万円以上の給与をもらっていたと思うが、標準報酬月額が低額となっているので、適正な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社は、昭和57年5月16日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記簿謄本によれば、平成14年12月*日に解散している上、当時の事業主と連絡が取れないことから、申立人の当該期間における給与額及び保険料控除額について確認できない。

また、申立人と同職種の複数の同僚の標準報酬月額は、経験年数等が同一ではないが、申立人の標準報酬月額と比べて推移に特段の差異は認められない。

さらに、上記同職種の同僚を含む複数の同僚は、当時の標準報酬月額は当時の給与額に見合っている旨証言している。

申立期間②について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、平成12年8月から13年9月までは53万円とされていたが、同年10月に36万円に減額されている。

しかし、標準報酬月額の決定は、当時、毎年、5月から7月までの3か月間に実際に支払われた給与の総額をその月数で除した額（報酬月額）を標準報酬月額等級表に当てはめて決めることとされており、申立人は、当時、けがのため会社を休んでいたことがあると述べているところ、B社から提出された給与台帳によると、申立人の給与額は、上記の3か月間において、「遅早

カット」及び「欠勤カット」として、通常の給与額から減額されていることが確認できることから、同社では、減額された給与額に基づき通常どおり定時決定を行っていたことが確認できる。

また、B社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（副）により、申立人の当該期間における標準報酬月額、事業主によりオンライン記録と同額の36万円として届けられていることが確認できる上、上記の給与台帳により、申立人は、当該期間においてオンライン記録の標準報酬月額（36万円）に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できる。

このほか、申立期間①及び②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6800

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年9月頃から41年8月頃まで
私は、申立期間において、A社B支店で調理担当の正社員として勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支店の複数の同僚の証言から判断して、期間は特定できないものの、申立人が同社同支店に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A社B支店の当時の社会保険事務担当者（厚生年金保険被保険者資格を昭和40年10月1日取得、63年1月25日喪失）は、「申立期間当時は、人の入れ替わりが激しく、すぐ辞めていく人がいたので、社内規程で試用期間が設けられていた。社員数が多かったので、試用期間の長さは、人により違っていたかもしれない。なお、申立人は、私より後に入社してきているので、勤務していた期間は、半年ぐらいだったのではないかと思う。」と証言している。

また、A社の複数の同僚も、「当時、A社には、数か月間の試用期間があった。」旨証言していることから、申立期間当時、同社B支店では、全ての社員について入社後直ちに厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった状況がうかがえる。

さらに、A社は、「当時の厚生年金保険に係る資料が無いため、厚生年金保険のことに関しては分からない。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6801

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年4月頃から35年7月1日まで
② 昭和49年10月頃から52年2月17日まで

申立期間①について、昭和34年4月頃からA社に勤務しており、同年9月には台風被害に遭ったことを覚えている。給与明細書は持っていないが、入社当時から正社員並みに仕事をしていたと思うので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

申立期間②について、昭和49年10月頃からB社に勤務しており、同社には、これを含めて2回勤務したはずだが、この1回目の勤務に係る厚生年金保険の記録が無いことが分かった。給与明細書は持っていないが、給与から厚生年金保険料が差し引かれていたと思うので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の複数の同僚の証言から判断して、期間は特定できないものの、申立人が当該期間当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が名前を挙げた同僚は、「私は、中学卒業後の昭和33年4月に、おじさんの紹介でA社に入社した。当時は、まだ丁稚^{でっち}という制度があり、寮に住み込んで仕事をしていました。厚生年金保険の記録が34年4月1日からとなっているのは、見習期間があったからだと思う。仕事を覚える速さは人によって違うので、見習期間の長さも人それぞれで違っていたのかもしれない。」と証言しているとともに、他の同僚も、「入社したのは昭和30年3月頃だったと思うが、年金記録は33年4月26日からとなっているので、試用期間

が3年ほどあったのだと思う。」と証言していることから、当該期間当時、A社においては、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったことがうかがえる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格取得日は、いずれも昭和35年7月1日と記録されているとともに、同記号番号の払出時期は、被保険者資格取得日直後の同年7月28日であることが確認できる。

さらに、A社は、昭和58年4月9日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、同年12月*日に解散していることから、当該期間当時の同社における厚生年金保険の取扱い等について確認できない。

申立期間②について、B社は、「当時の人事関係資料を保管していないので、申立人が、申立期間②当時に勤務していたかどうかは分からない。しかし、当社で保管している当該期間の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定内訳書及び標準報酬月額変更に係る資料には申立人の名前が見当たらないことから、申立人に関して、当該期間の被保険者資格の取得に係る手続を行ったことはないと思う。」と回答している。

また、B社の複数の同僚は、「申立期間②当時、申立人がB社に勤務していたかどうかは分からない。」旨証言しており、申立人の当該期間における勤務実態について確認できない。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、当該期間において国民年金に加入し、当該保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6802

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年6月頃から31年4月1日まで

私は、申立期間において、A社B支店で勤務していたが、厚生年金保険の記録が無い。

A社はC社の下請会社であり、「C社の仕事には責任を伴うため、アルバイトには任せられず、正社員が同社の仕事に当たることになっている。」と聞いていた。

私も、皆と同じ正社員としてA社に勤務していたはずなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げたA社B支店の複数の同僚が「申立人と一緒に、A社B支店に出勤し、外線工事の仕事をしていた。」旨証言していることから判断して、申立人が申立期間当時、同社同支店に勤務していたことはいかかえる。

しかし、A社は、「申立人に係る人事記録等の資料は保管していないことから、申立人の勤務実態及び雇用形態については不明である。また、当時、A社B支店には、当社の社員のほかに、協力業者も出勤しており、一緒に工事に当たっていたと思うので、申立人が当社の社員であったのかも分からない。さらに、申立人が名前を挙げた同僚に関する社会保険関係の資料はあるが、申立人に関する当該資料が無いので、申立人に係る保険料の控除についても不明である。」と回答している。

また、申立期間当時、A社C支店において厚生年金保険被保険者記録が認められる複数の同僚は、「申立期間当時、試用期間が半年から1年ぐらいあったと思う。」旨証言しており、当時の同社においては、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったことがうかが

える。

このほか、申立人の申立期間における雇用形態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月頃から20年9月頃まで
徴用により、申立期間において、A社B炭坑で勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B炭坑の所在地、周辺の地理、業務内容等について、詳細かつ具体的に主張しているところ、主張内容が著作物の記述及び同社同炭坑の同僚の証言内容とおおむね符合していることから、期間を特定することはできないものの、申立人が同社同炭坑で勤務していたことはうかがえる。

しかし、A社は、「当時の資料を保管していないため、当時のことについては不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、A社B炭坑において厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会しても、申立人を記憶している者はいない。

さらに、申立人は3人の同僚の名前を挙げているが、このうち1人は、A社B炭坑に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に姓が見当たらず、残りの2人は、住所が確認できない等の理由により証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6804

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年1月から56年12月まで

申立期間において、手取りで20万円の給与をもらっていたと思うが、標準報酬月額が低額となっているので、適正な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、「関係資料を保管しておらず、申立人の申立期間における給与額及び保険料控除額は分からない。」と回答している。

また、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、申立期間において、2回の定時決定に加えて、随時改定が行われ、当該決定（改定）の度に漸次増額されていることが確認できるとともに、複数の同僚の標準報酬月額と比べたところ、被保険者期間等が同一ではないものの、その額に特段の差異は認められない。

さらに、同職種の複数の同僚は、当時の給与明細書を所持しておらず、当時の厚生年金保険の取扱いについて覚えていない旨回答している。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6805

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年10月から43年6月まで
② 昭和63年10月から平成2年7月まで
③ 平成4年10月から6年7月まで
④ 平成7年10月から8年7月まで

申立期間について、標準報酬月額が減額されているが、給料が下がった覚えは無いので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 オンライン記録によると、全ての申立期間において、申立人の標準報酬月額が前月より減額されているものの、厚生年金保険法では、標準報酬月額は、実際に支給される給与額（残業手当等を含む。）の変動に応じ、定時（毎年10月）に決定（変更）されるほか、変動が著しい場合等においては、随時に決定（変更）される旨定められており、申立人が同職種の同僚として名前を挙げた複数の同僚についても、減額された時期は異なるものの、A社在職中に、それぞれ複数回、標準報酬月額が減額されていることが確認できることから、申立人の標準報酬月額のみが不自然とされる状況はうかがえない。
- 2 申立期間①について、申立人は、「自分が、27歳から28歳頃の約2年間、病気で休職していた。」と述べており、当該休職時期が当該期間に該当するとみられることから、休職に伴う給与額の減額に対応して、標準報酬月額が減額された可能性が高いものと考えられる。
- 3 申立期間②のうち、昭和63年10月、平成元年1月及び同年2月について、申立人から提出された給与支給明細書により、申立人は、その主張する給与額が支給されていたことが確認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。当該期間において、申立人の給与支給明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことが確認できる。

また、申立期間②のうち、平成2年2月から同年7月までの期間について、A社が加入していたB企業年金基金の記録により、申立人の当該期間における標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、申立期間②のうち、昭和63年11月、同年12月及び平成元年3月から2年1月までの期間について、申立人は、当該期間の給与額及び厚生年金保険料控除額を確認できる給与支給明細書等を保管していないが、申立人が名前を挙げた同職種の複数の同僚は、「基本給が下がることは無かったものの、部署によっては、残業手当等が数万円の幅で大きく増減することがあったので、標準報酬月額が下がることは不自然とは思わない。」旨証言している。

4 申立期間③について、上記B企業年金基金の記録により、申立人の当該期間における標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

5 申立期間④について、上記B企業年金基金及びA社が加入していたC健康保険組合の記録により、申立人の当該期間における標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

6 このほか、申立期間①、②、③及び④について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②、③及び④について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6806

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月5日から同年5月17日まで
② 昭和37年5月17日から同年6月1日まで
③ 平成9年8月20日から同年9月1日まで

申立期間①のA社から申立期間②のB社には、継続して勤務していたはずだ。

B社の出勤生産記録表により、同社の入社日は昭和37年5月17日であることが確認できるので、A社にはその前日（同年5月16日）まで勤務していたはずなのに、厚生年金保険の被保険者資格の喪失日は同年4月5日となっている。

また、上記出勤生産記録表により、B社において、申立期間②に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できるにもかかわらず、当該期間の被保険者資格の取得日は同年6月1日となっている。

さらに、申立期間③について、C社の給与明細書（平成9年8月支払）により、給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるにもかかわらず、同社の資格喪失日は同年8月20日となっている。

申立期間について、厚生年金保険の記録を正しいものに訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社は、昭和37年4月5日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該期間において、同社が適用事業所であった記録が確認できない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、同社の事業主を含む8人全員（申立人を含む。）が、同日に被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、当該8人のうち、当時の事業主は、既に死亡しており、複数の同僚は、「申立人を含め、当時勤務していた者がほぼ同時期にA社を辞めた。」旨証言している。

さらに、当該8人のうち、申立人と一緒にB社に異動したとしている同僚

は、同社における被保険者資格取得日が昭和37年6月1日となっており、申立人と同様に、申立期間①における厚生年金保険被保険者記録が確認できない。

申立期間②について、申立人から提出された出勤生産記録表（給与支給額、厚生年金保険料控除額等が記載。）により、申立人は、昭和37年5月17日からB社に勤務していたことが認められる。

しかし、上記出勤生産記録表には、昭和37年5月及び同年6月のそれぞれの給与額が区分して記載されているにもかかわらず、厚生年金保険料は1か月分しか控除されていないことから、当時、B社は、当月の給与から当月分の厚生年金保険料を控除していたとみられることを踏まえると、申立人は、申立期間②のうち、同年5月に係る厚生年金保険料を控除されていないと考えられる。

また、B社の複数の同僚は、当時の厚生年金保険の取扱いについては覚えていない旨証言しているところ、このうち、A社からB社に申立人と一緒に異動したとしている同僚については、上記のとおり、申立人と同様に、昭和37年6月1日に同社において被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、B社は、昭和51年3月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、商業登記簿謄本によると、既に解散していることから、申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

申立期間③について、申立人が保管している当該期間の給与明細によると、厚生年金保険料は、オンライン記録の被保険者期間と一致する24か月分が控除されていることが確認できることから、当時、C社では、厚生年金保険料は翌月の給与から控除されていたことを踏まえると、申立人は、平成9年9月分の給与から厚生年金保険料を控除されていないと考えられる。

また、C社は、「申立人の人事記録及び社会保険関係の資料は保管していないが、商業登記簿謄本によると、申立人は、平成9年8月*日に監査役でなくなっており、同日に開催された株主総会の資料にも、申立人の監査役退任の件が記載されていることから、申立人は、この時期に社員ではなくなったものとみられる。なお、申立人は、その後非常勤になったと思うが、勤務形態が変わり常勤ではなくなったので、厚生年金保険の資格を再度取得することにはならない。」と回答しているところ、申立人は、「監査役の後、非常勤の顧問になった。決算時期に、2回程度出勤しただけだった。」と述べている。

さらに、C社が加入していたD厚生年金基金及びE健康保険組合の記録により、申立人の被保険者資格喪失日は、オンライン記録の被保険者資格喪失日（平成9年8月20日）と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6807

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月から49年6月まで

申立期間について、A社から7万円から8万円以上の給与（いずれも手取り額）をもらっていたと思うが、標準報酬月額が低額となっているので、適正な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された社員名簿には、申立期間のうち、昭和48年3月から49年6月までの期間の給与額が記載されており、当該給与額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額（5万6,000円から7万2,000円）に合致している。

また、申立人と同職種の複数の同僚の標準報酬月額は、経験年数等が同一ではないが、申立人の標準報酬月額と比べて、資格取得時の額及びその推移において特段の差異は認められない。

さらに、上記同職種の複数の同僚は、当時の標準報酬月額は、当時の給与額に見合っている旨証言している。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年4月1日から12年5月1日まで

A社に、平成11年4月1日に、正社員として入社したにもかかわらず、被保険者資格の取得日は12年5月1日となっているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社作成の在職証明書及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、申立期間に同社に勤務していたことが認められる。

しかし、A社の申立人と同職種の複数の同僚は、「A社の面接時に、試用期間が6か月間あると言われた。当時、自分には子供がいたので、6か月経過後に、自分から申し出て厚生年金保険に加入させてもらった。」「当時、A社では、希望しなければ厚生年金保険に加入させてもらえなかったようだ。自分は、ずっと黙っていたので、加入できたのは、入社してから1年以上経過後だったと思う。」と証言しており、申立期間当時同社では、試用期間を設けるとともに、社員からの申出を待つ厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを行っていた状況がうかがえる。

また、A社の総務担当者は、「当時の資料を保存していないため、当時のことは何も分からない。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6809（事案3742の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年11月1日から31年10月頃まで

A社に、昭和31年10月頃まで勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の記録が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

また、前回の申立てについて、勤務の証明は得られたようだが、厚生年金保険の記録として認められないのは納得がいかない。

今回、新たに提出する資料等はないが、再度審議していただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、退職時期は特定できないものの、申立人が昭和27年11月1日以降もA社に勤務していたことはうかがえるものの、
i) 同社は、同年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間において適用事業所であった記録が確認できないところ、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同社における厚生年金保険被保険者5人全員（申立人及び事業主を含む。）が同日に資格を喪失していることが確認できること、ii) 当時の事業主は、既に死亡しているため、申立人に係る厚生年金保険の取扱い等について確認できないこと、iii) 申立人が名前を挙げた同僚5人のうち、2人は死亡し、2人とは連絡が取れない上、残る1人は、「昭和27年11月1日に退職したので、申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについては分からない。」と証言していること、iv) このほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成22年6月23日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「昭和27年11月以降も勤務していたことは間違いないので、申立期間当時の厚生年金保険の記録もどこかにあるはずなので探してほしい。当時の事業主は亡くなっているが、その妻は遺族年金を受給していたはずなので、遺族年金を調べれば、当該事業主の厚生年金保険の記録が分かるはずだ。当該事業主には、申立期間についても、厚生年金保険の記録があるはずだ。」と主張し、再度申立てを行っている。

しかしながら、前回通知のとおり、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和27年11月1日に、事業主を含む全ての厚生年金保険被保険者が資格を喪失しており、同日以降、同社において被保険者記録が認められる者はいないことが確認できる。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6810

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年11月から21年1月まで

私は、A社の商品管理部門で働き、内勤で残業もないため給与に大きな変動はなく、ずっと30万円程度の手取り額であったが、標準報酬月額が低くなっている。申立期間の標準報酬月額を適正な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成14年1月から21年1月までの期間については、A社から提出された賃金台帳（14年分から21年分まで）により、申立人の当該期間の総支給額に見合う標準報酬月額（36万円）は、オンライン記録の標準報酬月額（22万円から24万円）よりも高い額となっていることが確認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、当該賃金台帳に記載された当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より低額であること、又は一致していることが確認できる。

申立期間のうち、平成11年11月から13年12月までの期間については、申立人から提出された銀行預金通帳によると、申立人にA社からおおむね30万円の給与額が振り込まれていることは認められるところ、同年12月は、前述の賃金台帳に記載された保険料控除額に見合う標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額と一致しており、11年11月から13年11月までの期間は、同社が当時の資料を保存しておらず、申立人に係る当該期間の給与額及び保険料

控除額について確認できない。

また、同僚が所持している平成11年9月の給与明細書によると、当該同僚は当該月において、オンライン記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

さらに、オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が遡って訂正処理された記録は認められない。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年5月1日から29年9月1日まで

私は、昭和28年5月から59年8月まで継続してA社に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の記録が無いので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事関係資料、雇用保険の記録及び複数の同僚の証言により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは認められる。

しかし、A社は、「当時の資料は残っておらず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除については、不明であるが、当社が保管する申立人の人事台帳には、昭和29年8月31日までは見習社員、同年9月1日に正社員になったことが記載されていることから、見習期間中は保険料控除を行わず、正社員となった日に厚生年金保険に加入させたのではないか。」と回答している。

また、複数の同僚は、「当時、A社には臨時工や見習社員がいた。厚生年金保険は、正社員となった日に資格取得している。」と回答していることから、申立期間当時、A社においては、全ての社員について、入社後直ちに厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかったことがうかがえる。

さらに、申立期間について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は見当たらず、整理番号の欠番も無い。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6812

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年8月1日から61年4月1日まで

私は、昭和58年3月にA社B支店C営業所に入社し、61年4月頃まで勤務していた。しかし、申立期間について厚生年金保険被保険者としての記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間においてA社B支店の厚生年金保険被保険者である複数の同僚は、いずれも申立人を覚えていないことから、申立人の申立期間における勤務実態は明らかでない。

また、A社から提出された「厚生年金保険料徴収台帳」によれば、申立人が同社B支店C営業所における厚生年金保険の被保険者資格を、昭和59年8月1日に喪失した旨記載されていることが確認できる上、当該資格喪失日以前には標準報酬月額及び保険料控除額の記載があるものの、申立期間には標準報酬月額及び保険料控除額の記載は無い。

さらに、A社では「申立人は、昭和59年8月1日に資格喪失した後は、厚生年金保険の被保険者ではなかったため、厚生年金保険料は控除していなかった。また、当時の外交員は、募集成績により身分の変更があり、雇用保険や厚生年金保険の加入の取扱いが正社員と異なっていた。」と回答している。

加えて、当時の同僚は、「C営業所勤務ではなかったが、申立期間にA社B支店で勤務した。募集成績により身分が変わったので、厚生年金保険から外れることはあると思う。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年6月から47年3月まで
② 昭和47年10月から48年3月まで
③ 昭和49年4月から同年9月まで

A社における標準報酬月額は、私の記憶より低い上、給与が下がったことは無いのに、標準報酬月額が減額されているのは不自然であるので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立期間当時、A社において申立人と同一職種かつ同一資格取得日の同僚の標準報酬月額は、申立人と同額又はほぼ同額であることが確認できることから、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なるという事情は見当たらない上、複数の同僚は、「自分の年金記録が不自然であるとは思っていない。」旨証言している。

また、A社が昭和44年6月1日に加入したB厚生年金基金の記録によると、申立人の標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

さらに、A社は、申立期間に係る給与額及び保険料控除額が記載された賃金台帳等の資料を保管していないことから、申立人の申立期間における給与額及び保険料控除額について確認できない。

加えて、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録には、申立人の標準報酬月額が遡及して減額訂正された形跡は認められない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年3月31日から同年4月1日まで

私は、平成19年2月1日から20年3月31日までの期間、A社に勤務していたが、ねんきん特別便によると、同社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日が同年3月31日であることが分かった。

雇用保険の記録により、A社における離職日が平成20年3月31日であることが確認できるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された「雇用保険被保険者離職票－1・資格喪失確認通知書（被保険者通知用）」及びB税務署から提出された「平成20年分給与所得の源泉徴収票」によると、申立人は、平成20年3月31日までA社に勤務していたことが認められる。

しかし、社会保険料の控除方法について、A社の委託先であるC会計士事務所は翌月控除と回答しているところ、同会計士事務所から提出された申立人に係る「平成20年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿」によると、平成20年4月分の給与から控除されている社会保険料額は、雇用保険の保険料額と一致しており、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年2月頃から30年12月頃まで

私は、申立期間において、A市にあった「B」又は「C」と名が付く会社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自らの勤務していた事業所の名称等を正確に記憶していないことから、申立人の妻が記憶している所在地及び業務内容を基に、法務局の回答及び厚生年金保険の事業所名簿検索結果から、申立人が勤務していた事業所をC事業所であると特定し、調査したものの、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番も見られない。

また、オンライン記録によると、C事業所は、昭和28年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、27年2月頃から28年5月31日までの期間において適用事業所であった記録は確認できない。

さらに、C事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主は、既に死亡しており、申立人の勤務実態及び申立期間当時の同事業所における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

加えて、申立期間においてC事業所の厚生年金保険の被保険者となっている複数の同僚に照会したが、いずれも申立人を覚えていないと証言している。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6816

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年5月15日頃から47年11月5日頃まで

私は、A社を退職後の昭和46年5月15日頃からB社の入社直前までC社で勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録が無いことは納得できないので、調査の上、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険事業所台帳及びオンライン記録によると、C社は、昭和52年9月14日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所であった記録が確認できない。

また、C社が適用事業所となった日に厚生年金保険被保険者資格を取得している32人のうち、回答のあった1人は、「自分の入社は、昭和46年頃である。厚生年金保険に入っていなかった当時は、給与から保険料も控除されていなかったと思う。」と証言している。

さらに、オンライン記録によると、当該32人のうち、事業主を含む多くの者は、C社が適用事業所となった日の直前まで国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、C社は、「社会保険及び給与関係の書類を保管していないため、当時の届出や保険料控除については不明である。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年4月から同年7月まで
② 平成10年6月から11年9月まで

A社で勤務していた期間のうち、申立期間について、実際に支払われた給与額と標準報酬月額が相違しているので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書によると、申立期間に係る給与額に見合う標準報酬月額は、申立人が主張するとおり、オンライン記録の標準報酬月額よりも高い額になることが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。ところが、当該給与明細書によると、申立期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年5月1日から46年2月1日まで
② 昭和46年5月1日から同年10月1日まで

A社には昭和43年に入社し、3回、クリスマスケーキを配達した記憶がある。同社発行の当時の給与証明書があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社発行の昭和46年9月30日付け給与証明書、同僚の証言及び雇用保険の記録により、申立人が申立期間①及び②において同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間①においてA社の厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚は、当該同僚自らが入社したと記憶する時期より数か月から数年後に被保険者資格を取得していることから、当時の同社では、必ずしも入社後直ちに被保険者資格を取得させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

また、申立人から提出された昭和45年分給与所得の源泉徴収票の「社会保険料の額」欄には、社会保険料の額が記載されていないことから、申立人は、同年分の給与から厚生年金保険料を控除されていなかったものと考えられる。

さらに、A社は、「当時の資料は無く、当時の事業主は亡くなっているため詳細については不明。」と回答しており、申立期間①及び②における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

加えて、健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人のA社における被保険者資格喪失日は、昭和46年5月1日と記録されているところ、同原票の「証返納年月日」欄には、「46.5.8」と記載されており、被保険者資格

を喪失後の同年5月8日に、申立人の健康保険被保険者証が返納されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年7月から26年3月まで

申立期間に正社員としてA社に勤務していた。保険料は控除されていたと記憶しており、年金の記録が無いのは納得がいかない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答及び複数の同僚の証言から、時期は明らかでないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が、申立期間にA社において一緒に勤務していた同僚として記憶する者のうち、一人は、申立期間より後の昭和27年6月17日に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得しており、別の一人は、同社における被保険者記録が確認できない。

また、A社は、「当時の書類が無いため、申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについて確認できない。」と回答しているところ、昭和25年11月23日に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚は、「私は、昭和22年に入社したが、当時は入社してすぐに厚生年金保険に加入したわけではなかった。」と証言していることから、申立期間当時、同社では、入社後直ちに厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間に申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年7月31日から40年5月31日まで
② 昭和41年2月28日から44年3月31日まで
③ 昭和56年10月から57年8月まで

申立期間①は、A事業所で働いていた期間であり、病院に行く時に事業主から保険証をもらって行った記憶がある。申立期間②は、B社で働いていた期間であり、右手を負傷して手術したが、使ったのは国民健康保険ではなかったと思う。申立期間③は、C社（現在は、D社）で働いていた期間であり、腰を痛めて整形外科に行った記憶がある。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A事業所の事業主及び同僚の証言から、時期は明らかでないものの、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録では、A事業所は、厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できない。

また、A事業所の事業主及び上記の同僚は、申立期間①において厚生年金保険被保険者記録が確認できないところ、当該事業主は、「当事業所は、個人事業所なので、厚生年金保険に加入したことはない。」と証言している上、当該同僚も、「私は、昭和32年から57年までA事業所に勤務していたが、同事業所に勤務していた期間は、厚生年金保険に加入していなかった。」と証言している。

申立期間②について、オンライン記録では、B社は、厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できない。

また、B社は、既に解散しており、元事業主及び申立人が名前を挙げた同

僚は、連絡先が明らかでないか人物を特定できないことから、申立人の勤務実態等について確認できない。

申立期間③について、D社は、「申立人は、勤務期間は不明であるが、C社に勤務していた。」と回答していることから、時期は明らかでないものの、申立人がC社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録では、C社は、厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できない。

また、D社は、「当社は、C社を組織変更してD社になった後、平成18年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となった。申立期間③当時は、厚生年金保険の適用事業所ではなかった。」と回答している。

さらに、C社の元事業主は、申立期間③において厚生年金保険被保険者記録が確認できない上、申立人が名前を挙げた同僚は、人物を特定できないことから、申立人の勤務時期及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6821

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年2月1日から平成4年4月1日まで

A社については、私が代表取締役として経営していたが、同社での厚生年金保険の被保険者記録が無い。同社では、従業員も7、8人が勤務しており当時の妻も私と一緒に厚生年金保険の資格を取得していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

商業登記簿の記録及び元役員の証言から、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことは認められる。

しかし、オンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、A社は既に解散しており、事業主であった申立人は、「当時の資料は保管していない。」と証言している。

さらに、商業登記簿において確認できる同僚の取締役についても、オンライン記録では、申立人と同様に申立期間に係る被保険者記録が確認できない。

なお、申立人は、「当時の妻は、申立期間に厚生年金保険の資格を取得していた。」と証言しているが、オンライン記録では、当該妻についても、申立期間に係る被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月9日から50年8月1日まで

私は、申立期間の前に勤務した会社は健康保険が無かったので、健康保険のあるA事業所に昭和45年8月に入社したが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無いことは納得できないので、調査して、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A事業所において自身の厚生年金保険被保険者資格取得日と記録されている昭和50年8月1日より前に、同事業所の被保険者資格を喪失している複数の同僚の名前を記憶していることから、申立人は、入社時期は特定できないものの、少なくとも厚生年金保険の資格取得日より前から同事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかし、A事業所の元事業主は、「申立期間当時の資料は既に廃棄しており、申立人の勤務期間及び保険料の控除については不明。」と回答している上、上述の申立期間に被保険者記録が確認できる同僚は、いずれも連絡先が明らかでないことから、申立人の入社時期及び申立期間に係る厚生年金保険料の取扱いについて確認できない。

また、A事業所に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によると、5人（申立人、申立人の元妻及び申立人の弟2人を含む。）が同じ日（昭和50年8月1日）に被保険者資格を取得しているところ、申立人は、「元妻及び弟2人は、自分が入社した2年ほど後（昭和48年頃）にA事業所に入社した。」と証言していることから、同事業所は、採用と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったことがうかがえる。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申

立期間に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6823（事案1076の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年10月から32年6、7月頃まで
② 昭和32年6、7月頃から同年10月まで

前回の申立てについて、平成21年3月11日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知文をもらった。

しかし、申立期間にA社及びB事業所に勤務していたのは間違いない。A社については、当時既に入社していた従業員の名刺等を提出する。B事業所については、新たな資料は無いが、勤務していたのは間違いない。再度調査の上、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者記録の回復を求める。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人から提出された慰安旅行の写真及び複数の同僚の証言から、申立人がA社に勤務していたことは推認できるものの、同社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も他界していることから、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の保険料控除について確認できない。また、申立期間②については、i) B事業所は、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できないこと、ii) 同事業所は既に廃業しており、事業主も他界していることから、同事業所に係る厚生年金保険の取扱いについて確認できないこと、iii) 同事業所の親族は、「B事業所は個人事業だったので、厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と証言していることなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成21年3月11日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立期間①について、申立人は、「A社に勤務していたのは間

違いなく、当時の状況が書いてある手帳、入社の際、社長から手交された自分の名刺及び自身より先に入社していた二人の名刺を提出するので、再度調査の上、厚生年金保険被保険者記録の回復を求める。」と主張し、再申立てを行っている。

しかし、名刺にA社の社名及び申立人の氏名が確認できること、及び上述の手帳によると、「10月15日A社初出勤」と記載されていることから、申立人は同社に勤務していたことが認められるものの、上述の名刺の二人については、既に他界していることから当時の同社での厚生年金保険の取扱いについて確認できないところ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該二人のうち一人は、同社での資格取得日は申立人が主張する自身の資格取得月より後であることが確認できることから、同社では、採用と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったことがうかがえる。

申立期間②について、申立人は、「確かにB事業所に勤務していたので、再度調査の上、厚生年金保険被保険者記録の回復を求める。」と主張し、再申立てを行っている。

しかし、今回の再申立てに際し、申立人から新たな資料や証拠の提示は無いことから、当該主張のみでは、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認めることはできない。

このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6824

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月5日から43年1月1日まで

私は、知人と共にA社を起こしたが、同社に勤務した期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

商業登記簿及び複数の同僚の証言により、申立人は、申立期間においてA社に取締役として勤務していたことが認められる。

しかし、A社の元事務担当者は、「私は、申立期間の途中から事務担当者となったが、当時、申立人は業務の繁忙時のみの勤務であった。当時は、従業員全員について資格取得手続を行っているわけではなかった。」と証言している。

また、申立人が記憶する同僚7人のうち、4人は、A社の厚生年金保険被保険者記録が確認できないことから、同社では、全ての従業員について、厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったことがうかがえる。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間において国民年金に加入し、当該保険料を納付していることが確認できる。

加えて、A社は、「当社設立時の事業主は、病気のため証言を得ることができない上、申立期間当時の関係資料は無く、申立人に係る厚生年金保険の取扱いは不明。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月30日から35年4月1日まで

私は、A社で昭和31年4月30日から35年3月31日まで継続して勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間について、間違いなく勤務していたので、調査して、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の所在地及び申立期間当時の事業主の氏名を記憶しており、同社の現在の事業主は、「勤務期間の特定はできないものの、申立人が当社に勤務していたことは、前事業主から聞いている。」と証言していることから、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、オンライン記録及び厚生年金保険適用事業所名簿によれば、A社が、厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、A社の申立期間当時の事業主及び申立人の記憶する同僚は、いずれも既に死亡しており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない上、当該事業主及び同僚は、いずれも申立期間に厚生年金保険の被保険者であった記録は確認できない。

さらに、A社の現在の事業主は、「申立期間当時については、資料が残っておらず、申立人の厚生年金保険の取扱いについては不明。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年6月11日から37年9月26日まで
② 昭和37年9月26日から40年3月21日まで
③ 昭和41年2月21日から42年12月30日まで

「脱退手当金裁定請求書」を確認したが、自分の字のような気もするし、当時使っていた印鑑のようにも思えるが、記載した記憶が無い。また、受け取った記憶も無いので申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、申立期間に係る事業所名及びその所在地が記載されているほか、昭和43年1月11日に社会保険事務所（当時）で受け付けられ、同年3月21日に脱退手当金が支払われていることが確認できることなど、適正な裁定手続が行われている上、申立人や近親者しか知り得ないと考えられる申立人が当時診療を受けていた病名が記載されていることなどを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金支給決定日に記載されている支給額に、計算上の誤りは無い上、オンライン記録の支給額と一致しており、厚生年金保険資格喪失日から約3か月後の昭和43年3月21日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さやうかがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年10月26日から41年1月21日まで

私は、結婚後に脱退手当金を新姓で請求した覚えもないし、受け取ってもない。申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書（昭和42年7月8日受付）には、申立人の婚姻後の氏名及び住所地が記載され、押印もされており、同年7月12日付けで社会保険庁（当時）に照会し「氏名変更届提出済」と記録されているとともに、当該請求書には申立期間に係る事業所名が記載されていることが確認できる。

また、申立人の申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別の事業所の厚生年金保険被保険者期間があるが、当該被保険者期間と申立期間の被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえ、支給されていない期間が存在することだけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月25日から45年1月20日まで

A社について脱退手当金が支給されたことになっているが、当時は年金制度の知識が無く、受け取った記憶も無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1か月後の昭和45年2月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、「45.2.27支払済」の押印が確認でき、この日付は、オンライン記録の脱退手当金支給日と同日である上、当該請求書の住所欄には、A社が加入しているB厚生年金基金の所在地が記載されていることから、事業主の依頼に基づき当該基金が代理請求を行っていたものと考えられる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年11月1日から40年5月1日まで
② 昭和41年2月1日から51年9月1日まで

私は、A社B支店を退職後、脱退手当金を請求した記憶は無く、受け取った記憶も無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、申立期間当時の申立人の住所が記載されており、昭和52年4月19日に申立人の住所地を管轄する社会保険事務所（当時）に提出された後、A社B支店を管轄する社会保険事務所に回送され、当該社会保険事務所では、脱退手当金裁定何を作成して決裁を得るなど適正に裁定手続を行っていることが確認できる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。